

固定資産評価審査決定取消等請求事件

大阪地方裁判所平成 14 年（行ウ）第 62 号ないし第 66 号

平成 15 年 7 月 25 日判決

主 文

- 1 原告の被告大阪市長に対する、別紙物件目録 1 及び 2 記載の各建物にかかる平成 8 年度ないし平成 12 年度分の固定資産価格等の修正処分の取消しを求める訴えを却下する。
- 2 原告の被告らに対するその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第 3 当裁判所の判断

1 争点（1）（被告市長に対する訴えの適法性（本案前の主張））について

（1）本件各処分の取消しについて

固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税にかかる固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、固定資産評価審査委員会に審査の申出をし（法 43 条 1 項）、さらに、固定資産評価審査委員会の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起する（法 43 条 4 項）ことによってのみ、争うことができる（同条 2 項）。

これを本件についてみるに、本件各処分は、本件各建物について、評価計算誤謬（経年減点補正率の適用誤り）による修正として、法 41 条 1 項の規定により、本件各年度分の固定資産価格を修正する処分であるから、上記固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合に当たる。

したがって、原告は、本件各処分に対しては、被告委員会に対する本件審査の申出、及び、被告委員会に対する同申出を棄却する本件各決定の取消しを求める方法によってのみ争うことができるのであり、被告市長を相手として本件各処分の取消しを訴求することは許されないものと解するのが相当である。

よって、被告市長に対する本件各処分の取消請求は不適法なものとして却下を免れない。

（2）本件各裁決の取消しについて

被告市長は、被告市長に対する本件審査請求は本来不適法なものとして却下すべきものであったとして、本件各裁決の取消請求も不適法である旨主張する。

しかしながら、原告から被告市長に対する本件審査請求に対し、被告市長により原告を名宛人とする本件各裁決がされており、原告は、本件各処分の取消しとは別に、この本件各裁決の取消しを求めているのであるから、かかる本件各裁決の取消しを求める訴え自体

は適法なものというべきである。

2 争点（2）（本件各決定の適法性）について

（1）ア 本件各建物を含む本件一棟の建物が昭和 45 年 3 月ころ新築され、本件各建物は昭和 48 年 7 月 27 日付けで区分建物表示登記がされていること、また、本件各建物が昭和 48 年度までは大阪市所有の非課税家屋であり、固定資産価格の決定もされていなかったこと、昭和 48 年に大阪市から株式会社 A（本件建物 1）ないし B（本件建物 2）へ所有権が移転されたことに伴い、昭和 49 年度から固定資産税等が課税されることとなり、固定資産価格の決定もされたことは、前提となる事実等（1）及び（3）に記載のとおりである。

そして、被告市長による本件各建物の固定資産価格の決定（ただし、本件各処分による修正前のもの。）の内容は別表 1 及び 2 記載のとおりであるところ（前提となる事実等（3）イ）、本件経過措置の適用の結果、当初の昭和 49 年度の固定資産価格がその後の各年度の固定資産価格（ただし、平成 6 年度以降は、平成 6 年度特別補正による補正後の価格）となっていることから、本件各建物の昭和 49 年度の固定資産価格の決定が問題となる。

イ そこで、本件各建物の昭和 49 年度の固定資産価格についてみるに、被告市長による当初の固定資産価格は、別表 1 及び 2 記載のとおり、昭和 46 年度の 1 平方メートル当たりの再建築費評価点数 35,300 に、昭和 47 年改正後の経年減点補正率基準表の経過年数 3 年の補正率である 0.9657（〔証拠略〕）を乗じる等して算出されている。しかしながら、昭和 46 年度の固定資産価格をまず求め、これを基に昭和 49 年度の固定資産価格を決定するのであれば、経年減点補正率は、昭和 47 年改正前の経年減点補正率基準表の経過年数 1 年の補正率である 0.9900（〔証拠略〕）を用いるべきであるし、逆に、昭和 48 年度（基準年度）の固定資産価格をまず求め、これを基に昭和 49 年度の固定資産価格を決定するのであれば、昭和 48 年度の 1 平方メートルあたりの再建築費評価点数 45,800 を用いるべきであるから、被告市長による上記当初の昭和 49 年度の固定資産価格の算出方法は、合理性を欠く不適切なものといわざるを得ない。

そして、本件各建物のような課税成り家屋の評価にあたっては、〔1〕新築家屋に準じて行うが、〔2〕当該課税成り家屋に類似する家屋の基準年度の価額との均衡に留意する必要があるとする本件実施要領の規定（前提となる事実等（2）ウ）に照らせば、ア記載のように、本件各建物を含む本件一棟の建物が昭和 45 年に新築されているのであるから、本件各建物に類似する家屋の価格との均衡を念頭において、昭和 49 年度に課税成りした本件各建物の評価方法として、本件各建物を含む本件一棟の建物新築後の本来の最初の賦課期日の属する昭和 46 年度における固定資産価格をまず求め、これを基に、昭和 49 年度の固定資産価格を求めた、本件各処分における被告市長の算出方法は相当なものといえる。したがって、別紙 3 及び 4 記載の算出方法により、本件各年度の本件各建物の固定資産価格について、本件建物 1 は 254 万 3000 円、本件建物 2 は 138 万円であるとして、これら各年度における本件各建物の従前の固定資産価格を修正した本件各処分は相当なも

のというべきである。

（２）本件各処分は法４１７条１項に基づく固定資産価格の修正であるから（前提となる事実（４）ア）、かかる修正が許されるのは、登録された固定資産の価格に「重大な錯誤」が存する場合に限られる。

これを本件についてみるに、（１）イ記載のとおり、本件各処分前の本件各建物の固定資産価格は、その基礎となった課税初年度である昭和４９年度の価格の決定の際に、再建築費評価点数と経年減点補正率との組み合わせを誤っており、その結果、合理性を欠く不適切な価格となっている。そして、（１）ア記載のとおり、本件経過措置及び平成６年度特別補正の結果、本件各処分がされた本件各年度の本件各建物の固定資産の価格も、昭和４９年度の固定資産価格に上記補正をした価格となっているのであるから、これら本件各年度の本件各建物の固定資産の価格も合理性を欠く不適切な価格となっている。

したがって、本件各処分前の本件各年度の本件各建物の固定資産価格には「錯誤」が存するものといえる。

また、本件各処分前の本件各年度の固定資産価格と本件各処分後の同年度の固定資産価格との間には、これら固定資産価格に基づく固定資産税や都市計画税等の税額に差異が存するのであるから（前提となる事実（４）イ記載のとおり、本件各処分に伴い、原告に対し、本件各建物にかかる本件各年度の固定資産税及び都市計画税の税額が変更される旨の本件各税額変更通知並びにこれに応じた本件各納税通知がされている。）、かかる税額に変動を及ぼすような固定資産価格の錯誤は「重大」なものであるといえる。

したがって、本件各処分前の本件各年度の本件各建物の固定資産価格には「重大な錯誤」が存し、法４１７条１項に基づく固定資産価格の修正（本件各処分）が許される。

（３）原告は、課税庁による価格等の修正にも法４３２条１項による納税者の審査申出の制限と同様の制限を認めるべきであり、５年分にわたって固定資産価格の修正を行うことは許されない旨主張する。

しかしながら、法４３２条１項に基づく、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある納税者が行う固定資産評価審査委員会に対する審査の申出と、法４１７条１項に基づく、固定資産課税台帳に登録された価格等に重大な錯誤が存したことを発見した市町村長が行う同価格等の修正とは、その性質を全く異にするものであるから、法４１７条１項に基づく本件各処分について、法４３２条１項と同様の制限が課せられるものと解することはできない。

そして、法４１７条１項は、固定資産価格等の修正等を行うことができる期間について何ら制限を設けていないところ、固定資産税等にかかる賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して５年を経過した日以後においてすることができない旨の法１７条の５第３項の規定を斟酌して、本件各年度の５年分に限って固定資産価格等の修正を行った本件各処分には、その修正期間について違法な点は認められない。

（４）原告は、法３４９条３項ただし書に基づいて本件各処分を行うことの違法性を主張

する（争点（2）についての原告の主張才及び力）。

この点、本件審査請求における被告市長の弁明書において、法 3 4 9 条 3 項ただし書に基づいて、本件各建物に類似する家屋の平成 6 年度（基準年度）の価格に比準する価格で算出している旨の主張がされていることは当事者間に争いがない。しかしながら、本件各処分は、法 3 4 9 条 3 項ただし書に基づくものではなく、法 4 1 7 条 1 項に基づくものであることは、被告市長（被告市長からの委任に基づき大阪市中央区長が事務を処理）の原告に対する本件各処分の通知（平成 1 2 年 1 2 月 2 5 日付け固定資産価格等（修正）通知書）からも明らかであるから（〔証拠略〕）、本件各処分が法 3 4 9 条 3 項ただし書に基づくことを前提とする原告の主張は失当である（なお、被告市長も、本訴においては、従前の弁明書における上記主張を撤回している。）。

（5）原告は、本件各処分が行政不服審査法の目的や、不服申立人の不利益に処分を変更できないとする同法の条文の趣旨に反している旨主張する。

しかしながら、本件各処分は、本件各建物の固定資産価格に重大な錯誤が存することを発見した被告市長が、法 4 1 7 条 1 項の規定に基づいて行ったものであり、行政不服審査法の目的や条文の趣旨に反する旨の原告の主張は失当である。

（6）以上から、被告市長がした本件各処分は適法なものであるから、これを不服として行った原告の本件審査の申出を棄却した被告委員会の本件各決定も適法であり、この取消しを求める原告の請求は理由がない。

3 争点（3）（本件各裁決の適法性）について

原告は、本件各裁決の違法理由として、原告が理由を付して本件審査の申出をしたにもかかわらず、被告市長は、審査申出理由に対する審理も行わず、また、本件各裁決にも審査申出理由に対する判断を記載していない旨主張する。

しかしながら、本件審査の申出自体は、本件各建物の固定資産価格について不服がある原告が、法 4 3 2 条 1 項に基づいて被告委員会に行ったものと認められるところ、仮に、原告が被告市長に対する本件審査請求の手續においても本件審査の申出と同様の本件各建物の固定資産価格についての不服を理由として掲げていたとしても、1 記載のとおり、かかる固定資産価格に対する不服は、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出及びこれに対する固定資産評価審査委員会の決定の取消しの訴えによってのみ争うことができるものである。したがって、被告市長が、本件審査請求に対し、本件各建物の固定資産価格の不服の点について判断をしなかったことをもって、本件各裁決に瑕疵が存するものということとはできず、他に本件各裁決の裁決書（〔証拠略〕）をみても、本件各裁決について何らの瑕疵も認められない。

したがって、本件各裁決の取消しを求める原告の請求は理由がない。

4 よって、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 山田知司 裁判官 田中健治 小野裕信）